

# 「本校のいじめ防止の取組」について

## 法による「いじめ」の定義について

いじめは、いじめ防止対策推進法によって「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と規定されています。

社会通念上のいわゆる「いじめ」だけでなく、従来では「けんか」や「お互い様」と捉えられていたような人間関係によるトラブルを含めて「いじめ」と捉え、早期に対応することが重要と考えています。

## 令和7年度の本校の「いじめの認知件数」について (令和7年11月末現在)

いじめは、軽微なものも含めて積極的に認知し、いじめの重篤化を防ぐよう取組を進めます。

令和7年度の本校のいじめの認知件数は、「横ばい傾向」です。

引き続き「いじめ見逃しがゼロ」を目指し、いじめの早期発見・早期対応を行ってまいります。

## 本校の「いじめ防止の取組」について

本校では、学校いじめ防止基本方針に則り、いじめに組織的に対応しています。

お子様のことで何か心配事や違和感を感じたら、ぜひ学級担任に相談してください。学校いじめ対策委員会にて組織的に対応していきます。